

医療生協さいたま 介護老人保健施設さんとも
指定（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書

本書は、介護老人保健施設さんとも（以下「当施設」といいます。）が提供するサービスの内容および契約条件について、介護保険法第74条並びに介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第4条の規定に基づき、重要な事項を説明するものです。

1 （介護予防）訪問リハビリテーションサービス提供の責任者・相談窓口

電話： 04-2942-3202 （ 午前8時30分 ～ 午後5時まで ）

担当：河野 裕敏（作業療法士）

ご不明な点は、なんでもおたずねください

2 提供できるサービスの種類と地域

施設名称：介護老人保健施設さんとも

所在地：埼玉県所沢市中富1617

介護保険指定番号：埼玉県 1152580033号

サービス提供地域：所沢市内

3 訪問リハビリテーションの職員体制

管理者：納賀 克彦（医師）

訪問リハビリテーション責任者：河野 裕敏（作業療法士）

従事者：作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上

4 サービス提供体制

訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上の職員を1名以上配置しております。

5 訪問リハビリテーション設備等

老人保健施設さんとも相談室

食堂兼機能訓練室：467.63 m²

移動用車両：1台

6 訪問リハビリテーションの内容

・利用者の自宅まで訪問します。

・心身機能の維持・回復を目的に、利用者に適した訓練プログラムや、家族への必要な助言・指導等を理学療法士等が評価・作成・実施致します。但し、サービスの提供は1日1回20分以上です。

なお、本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、移動の困難な

場合、利用中止をお願いすることがあります。

- ・利用日：月曜日から土曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く）
- ・利用時間：午前8時30分から午後5時30分。

ただし、午前9時00分より移動開始、午後5時30分までに移動終了となる為、サービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとなります。

7 訪問リハビリテーション実施計画

- ①当事業所では、医師や療法士などの従業者が、診療又は運動機能検査、作業能力検査等とともに、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション実施計画を作成します。
- ②この訪問リハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成します。

8 利用料金（地域単価：6級地（埼玉県所沢市） 1単位10,33円）

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

（1）基本料金

①介護保険適用の場合

別紙料金表をご参照ください。

②介護保険適用外の場合

介護保険認定を受けていない、または認定更新がされていない等により介護保険を適用できないサービス費については、1単位に上記地域単価を乗じた金額を申し受けます。

③介護報酬の規定に定めのない費用については、介護保険適用・適用外を問わず、別紙料金表に準じます。

④料金の変更については、変更の概ね1か月前を目安に別紙にてお知らせします。

9 サービスの終了

（1）利用者からの解約

利用者は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

（2）事業者からの解約

①事前に予告期間を置く場合

次の事由に該当する場合、事業者は利用者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

ア) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

イ) 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに1か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後1か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合

ウ) やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合。

②即時解約する場合

利用者またはその家族等が、事業者もしくはサービス従事者に対して、本契約を継続し難

いほどの背信行為や、暴言・暴力・ハラスメント等を行った場合

③自動終了

次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。

ア) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

イ) 利用者が死亡した場合

ウ) 利用者が要介護認定の更新等により非該当（自立）となった場合

1 0 健康上の理由による中止

①利用者が怪我・病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上適切に対応します。

③サービス利用中に利用者の体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族や居宅介護支援事業所に連絡の上、必要な措置を講じます。

* サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。

ただし、定員数分の予約が入っている日や、担当職員の業務上の都合がある場合には振り替えが出来ませんのでご了承ください。

1 1 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

① 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

② 従事者は、利用者ができる限り居宅における生活を維持・向上できることを念頭に置き、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における機能訓練を行います。

③ 事業の実施にあたっては、地域および家庭との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービスの質向上のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年間教育計画に基づき実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
虐待防止の取り組み	有	虐待防止委員会を設置し、定期的に研修を実施しています。

(3) 虐待の防止

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を選定するとともに、虐待防止のための措置を講じます。従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

(4) 訪問リハビリテーション利用にあたっての留意事項

・暴言・暴力・泥酔・中傷、その他職員へのハラスメントとなる行為は絶対にやめてください。

1 2 容体急変時・事故発生時の対応について

・利用者の容体に変化や事故等があった場合は、家族に速やかに連絡します。容体に応じ、居宅介護支援事業所や救急隊に連絡する等、必要な措置を講じます。

・事故発生後は事故報告書を作成し、事故原因の究明および再発防止に努めます。また、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を

行います。

- ・ 事故・ヒヤリハット事例については、所沢市への報告義務のある事案については速やかに報告を行います。

1 3 秘密の保持・個人情報の取扱い

(1) 秘密保持

当施設の従業者および元従業者は、業務上知り得た利用者またはそのご家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、退職後においても同様です。

(2) 個人情報の取扱い

当施設は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省ガイドライン等を遵守し、適正に取り扱います。

利用者の個人情報を、サービス提供に必要な範囲を超えて第三者に提供する場合は、あらかじめ利用者またはそのご家族等の同意を得ます。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合

(3) 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除および苦情

個人情報相談窓口

電話番号：04-2942-3202

担 当：竹本 耕造

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

1 4 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設の相談・苦情窓口

入所に関する相談・要望・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

電話番号：04-2942-3202

担 当：榊 佳子

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

(2) 当施設以外の相談・苦情窓口

当施設以外にも、以下の機関で相談・苦情を受け付けています。

所沢市 介護保険課	04-2998-9420
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568（苦情相談窓口直通）

※埼玉県国民健康保険団体連合会は、介護保険法第176条に基づく苦情処理機関です。

2026年6月1日改定